中村事務所三三二ス

7 月 号 第240号 発行日2020年 7月 1日 発行責任者 中 村 仁 司 発行所 行政書士 中村事務所 新宿区西新宿 7-19-7-402 TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

皆様、お元気でお過ごしでしょうか。今年も朝顔は静かに咲いています。東京商工リサーチの調査では建設企業の事業活動でのコロナの影響は他産業と比べると少ないと見られていたが、最近の調査で他産業並みまで認識が増してきた。影響が建設企業でも広がっていることについて「工事中止やサプライチェーン、物流の混乱による建築資材の滞りが影響している」と分析している。深刻なのはコロナ終息の時期と、その後の経済状況が予測できないことだ。その後が見通せないために大多数の建設企業が当惑している。赤羽一嘉国土交通相は経済財政諮問会議で新型コロナウィルス収束後の経済回復に向け、公共投資を機動的に実施する重要性を訴えた。公共投資で景気を下支えする必要性を強調。国際的にも国際通貨基金(IMF)は経済回復を円滑に進めるために公共投資、事業を加速化せよと。中村

職場の熱中症予防対策

今年は、感染症対策と熱中症対策を同時に進めなければならなくなりました。 厚生労働省では「職場の熱中症対策は万全ですか? (2020年版)」という チェックリストを作成していますので、一部を抜粋してご紹介致します。

① 暑さ指数(WBGT値)を活用していますか?

測定器で現場の暑さ指数を測定し、基準値を超える場所では、遮熱・通風・冷房の設置や連続作業時間の短縮を検討しましょう。大幅に基準値を超える場所では、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか?

涼しい休憩場所を設けましょう。換気に気を付けるとともに、間隔を空けたり、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共用設備は定期的に消毒するなど清潔に。飲食前には手洗いを徹底しましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか?

労働者が熱に慣れていない場合は、7日以上掛けて高温多湿での作業時間を長くしましょう。急激な気温の上昇や、4日以上の休み明けは、ベテラン作業者も熱への慣れが低下します。作業内容や作業時間に配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか?

マスク内の湿度が上がっていることで、喉の渇きを感じにくくなることがあります。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性のよい服装や帽子を、着用させていますか?

負荷の大きい作業で、マスクが息苦しいときは、こまめな休憩と十分な水分補給をしましょう。周囲の人との距離が保てる場所では、適宜、マスクを外して休憩することも必要です。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか?

日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しない小グループで。

知っちょい得

詳細 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000634988.pdf

前回は、遺留分侵害額請求権の行使に 関する消滅時効を説明しました。今回は 同請求権を行使したことにより発生し た金銭債権に関する消滅時効に関して 説明します。遺留分侵害額請求権に関し て改正により物権的な効力が否定され、 金銭的な請求権が発生することになっ ています。このため同権利を行使できる ことを知った時から5年の消滅時効に かかることになります。知った時とは債 権者による権利の行使を現実的に期待 してよい時点だと理解されていますの で、一番早いのは遺留分侵害請求の意思 表示を行った時からということになり ますが、事案によってはそこから遅れる こともあると思います。但し、それは後 日裁判所が判断することになるため行 使時点では分からないので、出来る限り 意思表示の後に速やかに遺留分侵害額 請求の意思表示により発生した金銭債 権の行使を行っていくべきであると思 われます (続く)。弁護士 渋谷和洋

建設業Q&A

Q. 建設業の分野でも持続化給付金を申請することができますか?

A. 新型コロナウイルス感染症の拡大によ

- り、特に大きな影響を受ける事業者に対し
- て、事業全般に広く使える持続化給付金が 創設され、本給付金は元請・下請の別なく、 また、一人親方を含む個人事業者も対象と なります。

<支給対象>

新型コロナウイルス等により前年同月比で 事業収入が50%以上減少している者 詳細は次のサイトにてご確認ください。

https://www.jizokuka-kyufu.jp/

(藤田)

東京オリンピック2020



「国民の祝日」

既に東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催

延期が決定されましたが、大会開催期間中の アスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るため、国民の祝日 が移動しています。

「海の日」は7月23日

「スポーツの日」は7月24日

「山の日」は8月10日

延期により、来年の祝日も本年同様、移動させる方向で検討しているようです。(藤田)